

**初志をいつまでも忘れることなく
行動し続けたい。**



西宮市議会議員

田中まさたけ

(29才) 市政報告

<http://www.masatake.jp/>

◆初当選から2年、初志を忘れず頑張ります

初当選から早いもので2年が経過し、任期の前半戦が終わりました。これまで、財政の健全化を第一の目標として、議会で様々な施策を提案してきました。現在の財政状況では、新しい課題への対応や将来への投資が困難になっているからです。行政運営の効率化や民間委託の推進によって財源や人員を確保すれば、その状況も改善できます。

東部総合処理センター（ごみ処理場）の再整備を行う際にPFI手法（※）を適用できないかどうかを3年前から調査研究していた市の動きが鈍かったこともあり、以前にPFI手法の複雑性を具体的に示すことによって、研究不足で数十億円の経費削減の機会を逃すことのないよう指摘してきました。にもかかわらず市当局は、民間のPFI専門家によるコスト試算や分析が欠如した、中途半端な研究に終始し、導入には踏み切れませんでした。これは、新しい行政運営手法の導入に対する意欲の欠如です。一方で、新聞紙上をにぎわせた職員の福利厚生等の問題については、公金が使われている以上、真っ先に改善すべき内容であり、財政改善に向けた市の意欲がまだまだ不足していることを目の当たりにしました。財政問題については、私にとっても、もう一度仕切りなおしの気持ちです。

◆露呈してきた市役所内部の問題

市役所の福利厚生事業等の問題について、3月議会で予算案を審議するにあたって非常に紛糾しました。しかし、これらの問題は、市当局と職員組合との交渉がまとまるまでは改定できず時間が掛かる様子です。また、議会における特別委員会の費用弁償の問題についても、蒼志会は予算・決算以外の特別委員会自体の廃止を訴え、議会内で議論がなされているものの、全会派一致の原則もあり、なかなか変わりません。これが現実であり、負の遺産であると実感させられます。今年度から、議員も含めた市の全職員を対象として、基本給の減額が行われたものの、副収入的なものに関しては、まだこれからの取り組みになります。特に財政改革に取り組むに当たって、足元から問題を見つめ見直し、初志を忘れず、市政の活性化と負の遺産の清算にむけて取り組んでまいります。今号では、特殊勤務手当と議会経費について、中面でご報告します。

（※）PFI手法とは？

民間の資金と経営能力を活用して公共の仕事を施設建設から運営まで民間企業が行い、提供してもらった公共サービスの対価を、税金で毎年支払っていく事業手法。PFI手法自体は、複雑な事業手法ですので、民間の専門家を入れて綿密な調査を行わなければ失敗し、余計に経費がかかる可能性が高くなります。

現 状 報 告

～市役所の特殊勤務手当と議員の費用弁償～
ピックアップして現状をご報告いたします。

◆市役所職員の手当

●手当の制度

西宮市一般職員の給与に関する条例においては、基本給が定められ、特殊勤務手当等については、別途施行規則（西宮市ホームページ内の例規集に掲載されています）において細かく定められています。多数ありますので、一部となりますが紹介します。

●職員の特殊勤務手当

施行規則より抜粋（西宮市ホームページに掲載）

手当の種類	内容	金額
①税務事務 従事手当	税務担当者が税務事務に従事した場合	日額370～590円 （係長以上は対象外）
②保育業務 従事手当	保育士が乳幼児の保育業務に従事した場合	日額180円（保育所長は半額）
③じんかい処理 作業従事手当	じんかい（家庭ごみ等）の収集や終末処理作業に従事した場合	基本日額1120円 （他に加算措置有）
④道路台帳作成 現場業務従事手当	道路台帳作成の為に現場で測量を行った場合	日額220円 （課長以上は対象外）
⑤雨中作業従事 手当	雨の中で連続2時間以上屋外で作業した場合	日額1900円
⑥放射線業務従 事手当	診療放射線技師や看護師等が放射線業務を行った場合	日額330円 （例外有り）
⑦夜間看護手当	助産師及び看護師や準看護師が交代勤務制により夜間勤務に従事した場合	深夜勤務1回につき3440円、準夜勤務1回につき3040円、月に合計8回を越えると50%増し
⑧特別処理事務 従事手当	不法占拠物等の除去作業に従事した場合	日額200円
⑨食肉センター 事務従事手当	食肉センターにおいて施設管理業務に従事した場合	日額220円 （課長以上は対象外）

また、教育委員会職員に対する手当は別に条例によって定められており、一例をあげると、給食調理員が、給食調理業務や給食室のゴミ処理・給食室内外の清掃作



業に従事した場合に、日額370円の手当がつくといったものがあります。

特殊勤務手当の対象となっている業務の大半が、職員の本来の仕事であり、その仕事に対して基本給が支給されているにもかかわらず、上乗せでこの種の手当が支給されています。職員一人一人に支給される金額は少額ですが、合計で約3億3800万円（平成17年度予算（病院・水道事業を除く））になります。

●問題点

問題点のひとつに、この特殊勤務手当等の金額が施行規則で規程され、議会や市民にとって見えにくくなっていることがあげられます。西宮市のホームページに施行規則が掲載されているものの、探しにくく、たとえ見つけたとしても、非常に読みづらいため、現状では、説明責任が果たされているとは言えません。

また、規則で定められた事項は、議会の承認も必要なく、改定手続きも、議会の承諾よりも、市当局と職員組合との交渉が重要視（法律上交渉を行わなければなりません、必要以上に重要視されています。）され、交渉がまとまるのに時間を要することが習慣化しています。

●市役所内部の積極的な情報公開が必要

公金が入った福利厚生事業などについても同様です。一連のマスコミの報道を受けて「議員はいままで、何を監視していたのか」との多数の厳しいご意見も頂きました。行政と市民の間に感覚の乖離がある事も確かですが、誤解や過剰な不信感があることも否定できません。そこでまずは、議員も含めた公務員の処遇について、ホームページや市政ニュースなど市が使っている広報媒体を使って分かりやすく広報すべきです。なぜ特殊勤務手当を始めとした手当が存在しているのか、また、本年度から第3次行財政改善実施計画によって、議員も含めて全職員の基本給の減額に踏み切ったにもかかわらず、なぜ、この部分に手を付けなかったのか、そうした理由と共に詳細な内容を広報することで、誤解や不信感はかなり

解消されると考えられます。そして次に、内容自体の議論をするためには、現状では、議会の承認を必要としない規則で規程されている金額については、市長から提出された予算案の審議を通じて、正常化させていくしかありません。しかし、その予算や決算審議の資料には、明細までは記載されておらず、実態がつかみにくくなっています。先日の3月議会での予算案の審議では、各会派・議員からの追求に対して、今後早急に職員団体との交渉をまとめて、改善の努力をするという当局の答弁を得て、私が所属する蒼志会も予算案を承認しました。

●議会における改革課題

議会も聖域ではありません。議会には「予算」「決算」の審議の際に設置される特別委員会以外に、「まちづくり調査」「震災復興・防災対策」「少子高齢社会調査」「環境・公害対策」と、4つの調査のための特別委員会が設置されています。この4つの特別委員会に、各議員がいずれかひとつに所属しなければなりません。これらの特別委員会に出席すると1回につき13000円の費用弁償が支給され、今年度は5回開催分の費用弁償とこの4つの特別委員会の視察旅費として議員一人当たり上限73000円が予算化されています。議員が、政策に関する調査研究活動を行うことは当然の仕事であり、この費用弁償は手当同様上乗せとも言え、4つの特別委員会については、改定に向けて議会内で検討されています。

議会の問題は、議員が議論して決定していることから、改革は明日にでもできるようにお感じの方も多いかもしれません。しかし、特別委員会の費用弁償の問題ひとつとっても、会派によって考え方が異なり（蒼志会としては、まずは、機能性の低い4つの調査のための特別委員会自体の廃止を主張しています）、全会派一致の原則もあり、問題が先送りされることが多いのが現状です。

●議会改革検討委員会の立ち上げを！

民主主義を担保する為の地方議会の中に、全会派一致の原則がなぜ存在するのか？そうした根本的なところから、議員定数（現在の議員定数は45名で、経費削減の観点からも、議会の質の向上の観点からも、私は段階的に削減をしていくべきだと考えており、）の問題や議会経費の問題等、議論・改革すべき課題が山積みになっています。まずは、そうした議会改革についての検討委員会の立ち上げの実現に向けて、機会があるごとに会派として要望してもらっています。議会の活性化・機能性の向上に向けて、引き続き取り組みます。

政策提案

◆（仮称）JR夙川駅について

（仮称）JR夙川駅が平成19年春開業を予定しています。近隣住民の方とJR西日本と県と市当局との間で、周辺整備について協議されています。JR西ノ宮駅と芦屋駅の間に設置されるということで、利便性が向上し、開業を心待ちにされている方も多数いらっしゃると思います。しかし、JR側は、1日の乗降客数を12000人（JR甲子園口駅が約33000人）と少なく見積もっており、駅前広場や自動車の駐車場の設置も予定されておらず、非常にお粗末な駅になることが予想されます。将来的には、阪急夙川駅や阪神西宮駅・香栢園駅が近接していることから、乗り替え駅とまではならないにしても、JRの予想を上回る利用者数となることも予想されます。つまり、これまで閑静な住宅街であった環境が全く変わることが予想され、駅の設置自体に反対まではされなかったものの、3年前から慎重に協議を重ねています。財政難の折、限られた財源のなかで、防犯対策や自転車駐輪場の設置場所の問題、側道整備の内容、景観の問題等が話し合われています。こうした住民のまちづくりに対する姿勢を拝見すると、「住民の方々の参画によってまちづくりを行う」という体制が、今後のまちづくりに必要であることを実感します。

◆協働と参画のまちづくり条例

現在、環境学習都市宣言を行った本市では、新環境計画を策定し、住民の方の参画を得て、皆で学習をしながら環境対策を行っていかうという体制をしこうと努力しています。価値観が多様化し複雑化した現代の課題を行政だけが担うには限界が生じていることが伺えます。その体制を環境の分野に限定して行うのではなく、地区計画の策定やマンション問題、防犯、防災、子育て、地域福祉等、生活環境全般について住民ひとりひとりが学び合いながらこれからのまちづくりを自主的に行うための体制を構築すべき時期が来ています。平成19年度に策定される予定の「協働と参画のまちづくり条例」の制定予定を繰り上げ、環境と足並みをそろえて、情報公開と体制作りに取り組んでいくべきだと考えています。

